

令和6年3月12日

町立小・中学校 保護者のみなさまへ

立山町教育委員会
教育長 杉田 孝志

「学校運営協議会」の設置について

日頃より、町教育行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

立山町では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第45条の5に基づき、令和6年度に全ての小・中学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールを導入するよう準備を進めていますので、学校運営協議会の制度についてご案内いたします（裏面）。

本町の小・中学校は、これまでも、学校評価や学校評議員制度等を通じて、保護者の皆様や地域の皆様のご理解をいただきながら学校運営を進めておりますが、今後は、更に連携を強め、「地域でどのような子供たちを育てるのか」「何を実現していくのか」という具体的な目標を共有し、学校運営の改善や特色ある学校づくりに取り組んでまいります。

今後とも、学校運営に皆様のご理解と温かいご支援を賜りたくよろしく願いいたします。

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第45条の5

教育委員会は、教育委員会規定で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くよう努めなければならない。

問い合わせ先

教育課生涯学習係

TEL 076-462-9982

E-mail kyouiku@town.tateyama.lg.jp

立山町コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)事業 「地域とともにある学校」へ

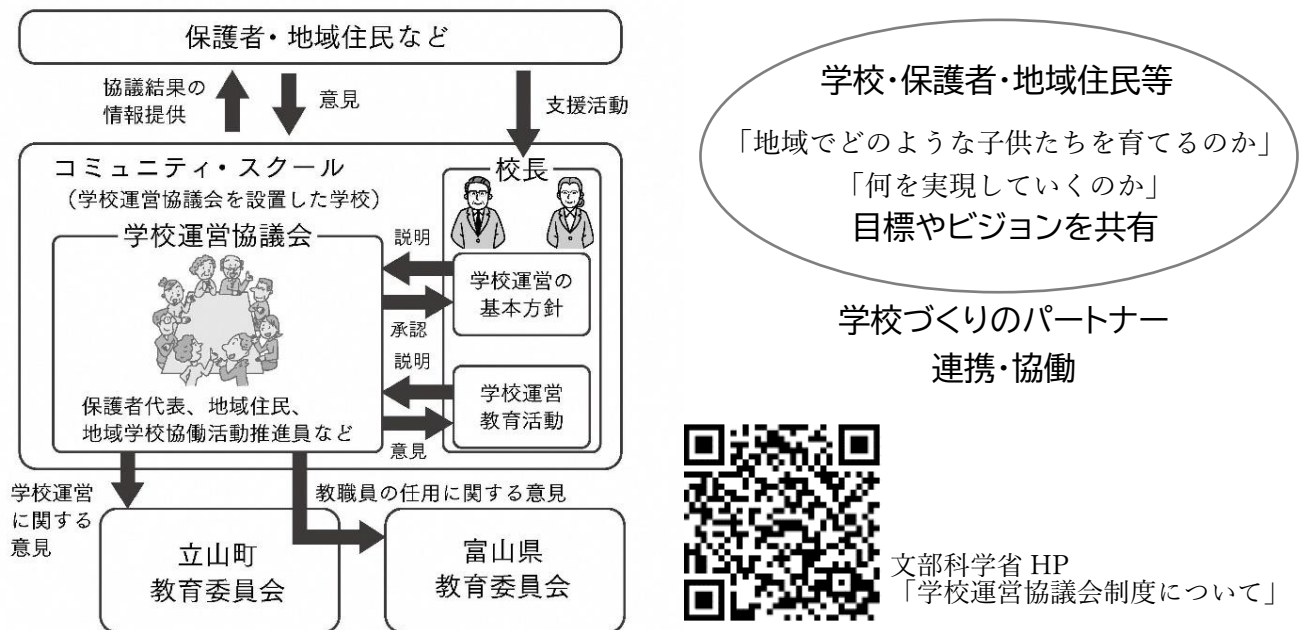
近年、社会の急激な変化により、子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、子どもや学校の抱える課題の解決や、未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、学校だけでなく「社会総掛かりでの教育の実現」が求められています。

学校運営協議会は、学校と保護者、地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む仕組みです。

立山町では、令和6年度に町内全ての小・中学校に学校運営協議会を設置しコミュニティ・スクールを導入することとしております。

(1)コミュニティ・スクールの仕組み

コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置した学校のことです。



(2)学校運営協議会の役割

- 学校長が提案する「学校運営の基本方針」について熟議し、承認する。
- 教育活動など学校運営全般について意見を述べる。
- 学校の運営状況を評価し、必要に応じ改善策を検討する。
- ➔ 委員は、学校が地域住民や保護者と協働した教育活動が進められるよう橋渡し役

(3)コミュニティ・スクールの導入で期待できること

- 学校に対する保護者や地域の理解が深まり、より活発な学校支援活動
- 特色ある学校づくり
- 児童・生徒の地域行事への積極的な参加
- 家庭の教育力の向上

➔

学校・地域の活性化
児童・生徒の学力向上

(4)学校運営協議会の進め方(例)

第1回	学校運営方針の承認、学校行事等の説明、方針の具体化に向けた話し合い など
第2回	学校視察、取組状況の確認、課題の共有・解決策の検討 など
第3回	学校関係者評価、年間のまとめ、次年度への展望 など